平成２３年（フ）第１３２１号
京都市西京区大原野東境谷町１丁目１番地６棟1003号
債務者　原田　幸恵
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４３３号
京都市左京区静市市原町1081番地の27
債務者　倉田　兼太
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４６５号
京都府木津川市加茂町北上大田９番地５
債務者　河野　智昭
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４７９号
京都府宇治市伊勢田町名木１丁目１番地の188
債務者　長田　清子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５０２号
京都市伏見区向島庚申町14番地１　インペリアルパレスリバーサイド311号室
債務者　原　　友良
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５０６号
京都市南区西九条大国町23番地１　セントラルヴィレッジ201号
債務者　堤　沙也香（債務発生時の姓川原）
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５２０号
京都市伏見区醍醐中山町39番地２　市営住宅醍醐中山団地19―403
債務者　岸本沙緒里（旧姓谷川）
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５３３号
京都府向日市寺戸町初田１番地　石井マンション207号
債務者　阿部　真希
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５４１号
京都市下京区油小路通松原上る麸町652番地
債務者　染乃おく村こと　奥村寅次郎
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５４２号
京都市下京区油小路通松原上る麸町652番地
債務者　奥村　惠子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６７号
広島県呉市中通３丁目６番14―401号
債務者　神園　幸作
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１６９号
広島県呉市広古新開６丁目15番１号
債務者　畠　　和三
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１７０号
広島県呉市広古新開６丁目15番１号
債務者　畠　千恵子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１７１号
広島県江田島市江田島町小用１丁目35番２号
債務者　岡口　夏子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第２９９号
徳島県徳島市住吉２丁目９番21号　愛野荘203、旧住所徳島県徳島市津田本町４丁目２番８―105号
債務者　五王　　稔
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１３号
徳島県鳴門市撫養町斎田字東発19番地３
債務者　森　　茂美
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２１号
徳島市南昭和町５丁目68番地の２
債務者　津田　裕子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　徳島地方裁判所民事部